

国自情第234号
平成23年3月25日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿
(単名各通)

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について

東北地方太平洋沖地震により紛失又は使用不能となった自動車について、道路運送車両法第15条第1項に基づく永久抹消登録の申請があった場合の扱いは下記のとおりとすることとする。

また、本件特例措置による永久抹消登録の書類は通常書類とは別綴じとし、保管期間は10年間とされたい。

については、本取扱について了知いただくとともに、管下支局等あてに周知方お願いしたい。

記

1. 本件特例措置の申請者

所有者本人又はその代理人からの申請によって対応することとする。所有者・使用者不同一の自動車について、使用者からの申請は受け付けない。

2. 必要となる情報・書面の特例措置 (必要な範囲で適用)

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。

<p>印鑑登録証明書が取得困難、 実印を紛失</p>	<p>次の書面の提出及び提示をもって代える。</p> <p>①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等)</p> <p>②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等)</p>
<p>原因を証する書面（罹災証明書）の入手が困難</p>	<p>申請人の申立書（様式1）をもって罹災証明書に代える。</p> <p>なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。</p>

3. 被災車両であることの記録について

今回の地震に係る罹災証明書又はこれに代わる申請人の申立書（様式1）が添付された抹消登録申請については、備考欄に被災車両である旨の記録を必ず行った上で処理すること。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

申 立 書

下記自動車が、2011年東北地方太平洋沖地震において被災し、滅失したことを申し立てます。

記

1. 自動車の表示

自動車登録番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

2. 被災場所 _____

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが分かる説明を以下に記載してください。

--